

平成29年度 南国市1号認定利用者負担額表

市の1号(教育)認定(幼稚園・認定こども園の幼稚園部分利用者。南国市立幼稚園を除く。)の利用者負担額です。国の基準をもとに市が定め、市区町村民税所得割額により階層を判定します。

支給認定保護者の属する世帯の階層		月額利用者負担額
		1号認定の子ども
1	生活保護世帯	0円
2	市区町村民税非課税世帯 (均等割課税世帯含む)	3,000円
3	所得割 77,100円以下	11,900円
4	所得割 211,200円以下	16,300円
5	所得割 211,201円以上	21,500円

《 備考 》

- 1 市区町村民税の課税額は、4月分から8月分までの利用者負担額については前年度分のもを適用し、9月から3月までのものについては当該年度分のもを適用します。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の市町村民税の所得割課税額を合算します。
- 3 市区町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法に基づく住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額とします。
- 4 障害者・母子・父子世帯で次の階層の世帯の利用者負担額は次のとおりとなります。
〔障害者世帯は、在宅障害者(児)のいる世帯〕

第2、3階層	利用者負担額全額免除
---------------	-------------------

- 5 同一世帯から2人以上の小学校3年生までの施設等利用児童(就学前にあつては、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設等の施設を利用している児童)を有する場合の利用者負担額は次のとおりとなります。

第2階層 ～第5階層	当該世帯に属する小学校3年生までの施設等利用児童のうち、第1子である者	この表に定める額
	当該世帯に属する小学校3年生までの施設等利用児童のうち、第2子である者	この表に定める額の半額
	当該世帯に属する小学校3年生までの施設等利用児童のうち、第3子以降である者	0円

※ただし、年齢の高い児童が、小学校、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育施設以外の施設に通っている場合には、別途、「保育所等利用者負担額減免措置に関する申告書(仮称)」の提出が必要となります。

- 6 年収約360万円未満の世帯については、別表「軽減後の利用者負担額について」を参照してください。

軽減後の利用者負担額について(H29年度)

○教育認定(1号認定)

階層	市民税所得割額	右の世帯以外		ひとり親世帯等	
		基本額 (第1子)	多子軽減 (第2子～)	基本額 (第1子)	多子軽減 (第2子～)
第1階層	生活保護世帯	無料	無料		
第2階層	非課税(均等割のみ) (療育里親の世帯)	3,000円	・第2子以降:無料 「生計を一にする 兄弟姉妹(年齢制 限なし)の中で」	無料	無料
第3階層	77,100円以下	11,900円	・第2子:半額 ・第3子以降:無料	無料	無料
第4階層 ～ 第5階層	上記以外	16,300円	「小3までの児童で」	16,300円	「小3までの児童で」
		21,500円	・第2子:半額 ・第3子以降:無料	21,500円	・第2子:半額 ・第3子以降:無料

(※)「生計を一にする」とは、同居していない場合でも、生活費、学資金、療育費等の送金が行われている場合などを含みます。(学生寮生活、大学生の一人暮らし(仕送り)など)

(※)多子軽減とは、複数の児童がいる多子世帯に対する利用者負担額の減免のことです。基本的には、第2子であれば半額、第3子以降であれば無料になりますが、該当の児童が第何子に当たるかは、階層によって数え方が異なります。(上記の表を参照)